

環境基準項目、要監視項目、要調査項目に係る水質調査について

環境省では以下に掲げるとおり水環境中の化学物質に係る環境モニタリングを実施している。

1 常時監視

水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（以下「環境基準項目」という。）を中心に、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月制定）の規定に基づき、昭和46年以来、都道府県が毎年定める測定計画に従って、国及び地方公共団体が測定を行っている。

資料6-1-1：公共用水域常時監視結果における環境基準項目の検出状況概要

資料6-1-2：地下水質常時監視結果における環境基準項目の検出状況概要

2 要監視項目調査

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとされている。

公共用水域の水質測定を国及び地方公共団体が実施。

資料6-2-1：公共用水域における要監視項目の検出状況概要

資料6-2-2：地下水における要監視項目の検出状況概要

3 要調査項目調査

要調査項目は、個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質。

公共用水域における要調査項目の存在状況調査を国が実施。

資料6-3：要調査項目の検出状況について

環境基準項目、要監視項目及び要調査項目の関係

